



県章

# 山形県公報

平成29年12月1日(金)

第2899号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……1177
- 同……………(同) ……1178
- 同……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 保安林内の皆伐面積の限度……………(林業振興課) ……同
- 建設業の許可の取消し……………(置賜総合支庁建設総務課) ……1180
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1181
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1182
- 道路の位置の指定の廃止……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(産業政策課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……1186
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農村計画課) ……1196
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(村山産業高等学校) ……1198

## 告 示

### 山形県告示第802号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成22年5月25日から平成26年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字鶴子の一部
- 5 認証年月日  
平成29年11月21日

山形県告示第803号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成22年5月25日から平成26年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字鶴子の一部
- 5 認証年月日  
平成29年11月21日

山形県告示第804号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 2 調査を行った期間  
平成27年4月13日から平成29年3月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
東堀越の一部
- 5 認証年月日  
平成29年11月21日

山形県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称  
東置賜郡二井宿土地改良区
- 2 認可年月日  
平成29年11月24日

山形県告示第806号

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
日 向 川 水 源 か ん 養 保 安 林	ヘクタール 292.39

相 沢 川	同				113.58
田 川	同				514.17
五 十 川 ~ 鼠 ヶ 関 川	同				85.35
鮭 川	同				554.88
小 国 川	同				344.67
銅 山 川 ~ 角 川	同				391.58
北 村 山	同				461.46
寒 河 江 川	同				221.18
月 布 川 ~ 朝 日 川	同				78.79
山 形	同				258.59
白 川	同				345.14
荒 川	同				373.22
置 賜	同				510.98
前 川	同				20.50
日 向 川	土 砂 流 出 防 備 保 安 林				11.80
相 沢 川	同				16.62
田 川	同				354.74
五 十 川 ~ 鼠 ヶ 関 川	同				143.90
鮭 川	同				43.64
小 国 川	同				42.99
銅 山 川 ~ 角 川	同				32.69
北 村 山	同				417.20
寒 河 江 川	同				56.90
月 布 川 ~ 朝 日 川	同				43.42
山 形	同				119.03
白 川	同				472.91
荒 川	同				61.96
置 賜	同				311.15
前 川	同				15.38
遊 佐 町	飛 砂 防 備 保 安 林				22.98
酒 田 市	同				22.34
鶴 岡 市	同				3.82
遊 佐 町	防 風 保 安 林				0.62
酒 田 市	同				0.06
酒 鶴 岡 市	干 害 防 備 保 安 林				8.75
庄 岡 市	同				11.56
戸 内 町	同				1.14
舟 沢 村	同				16.34
鮭 川 町	同				1.67
最 上 町	同				0.94
大 蔵 村	同				13.75
村 山 市	同				2.71
東 根 市	同				3.08
寒 河 江 市	同				4.24
朝 日 町	同				8.98
大 江 町	同				4.47
山 形 市	同				13.69
上 山 市	同				2.82
	同				3.22

天	童	市								3.68
米	沢	市								4.52
小	国	町								13.65
飯	豊	町								1.06
白	鷹	町								1.12
高	畠	町								17.53
鶴	岡	市	魚	つ	き	保	安	林		5.34
鶴	岡	市	保	健		保	安	林		0.12
最	上	町								0.24
真	室	川								0.55
村	山	市								0.60
東	根	市								25.89
尾	花	沢								3.34
寒	河	江								18.14
大	江	町								6.40
天	童	市								16.54
上	山	市								0.80

山形県告示第807号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

平成29年11月17日

2 処分を受けた者

(1) 商号 成興株式会社

(2) 主たる営業所の所在地 米沢市大字竹井字上竹井200番地の47

(3) 代表者の氏名 佐藤 健

(4) 許可番号 山形県知事許可（般-25）第501050号

3 処分の原因となった事実

成興株式会社の代表取締役が刑法（明治40年法律第45号）第246条の規定により懲役1年4月の刑に処せられたことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

山形県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成29年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 米沢飯豊線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字須郷字骨投沢32番18から		旧	130.5メートル	690メートル
同 32番1まで			7.0	
同	上	新	130.5メートル	同 上
			15.0	

**山形県告示第809号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成29年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字鮎貝字四季の郷7383番から 同 5816番1まで	旧	40.0メートル } 10.4	メートル } 656
同 上		44.1メートル } 16.6	メートル } 422
同 上	新	44.1メートル } 16.6	同 上

**山形県告示第810号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成29年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字須郷字骨投沢32番18から  
同 32番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月1日

**山形県告示第811号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市山元字滝沢61番から 同 39番1まで	旧	16.3メートル } 9.7	メートル } 136
同 上		19.5メートル } 11.3	同 上

**山形県告示第812号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月1日から同月15日まで縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市西坂本字下モ川原82番から  
同 山元字滝沢39番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月1日

**山形県告示第813号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私道置総建第987号
- 2 廃止に係る指定の場所 長井市ままの上1791番2の一部
- 3 廃止年月日 平成29年11月17日

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
県産品ブランド力強化推進業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県商工労働部産業政策課地域産業振興室 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2691
- 3 落札者を決定した日  
平成29年10月23日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社電通東日本仙台支社 仙台市青葉区国分町三丁目6番1号
- 5 落札金額  
44,388,864円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札（総合評価落札方式）
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成29年9月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成30年4月1日まで縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン山形南ショッピングセンター  
山形市若宮三丁目7番8号

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	若 林 辰 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	池 谷 幹 男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社 つるや	鶴岡市末広町5番8号	三 浦 美 智
イトキン株式会社	大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号	辻 村 章 夫
株式会社 新光堂	天童市南町一丁目1番15号	阿 部 米 位
株式会社カバンのフジタ	山形市十日町一丁目2番27号	藤 田 宏 次
日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	モニカ・メルツ
株式会社 ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江 尻 義 久
有限会社ファンシーコーナー荒井	山形市双月町四丁目3番20号	荒 井 文 三 郎
株式会社システムジュウヨン	大阪府大阪市北区天神橋三丁目7番9号	石 田 勝 彦
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上 田 稔 夫
株式会社 夢や	香川県高松市朝日新町17番20号	高 杉 弘 美
株式会社 やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	矢 嶋 孝 敏
株式会社アメリカ屋	宮城県仙台市太白区郡山籠ノ瀬10番地の1	斎 藤 憲 正
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	白 井 一 秀

株式会社 コックス	東京都江東区新大橋一丁目8番11号	小柳津 進
株式会社 ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	寺井 秀蔵
井ヶ田製茶株式会社	宮城県仙台市青葉区大町二丁目7番23号	今野 克二
株式会社 キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31番8号	尾田 信夫
株式会社 メル・ローズ	東京都目黒区青葉台二丁目18番1号	武内 一志
株式会社 ゴフ	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号	上野 剛史
株式会社 ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目3番5号	山田 太郎
株式会社 クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町2番8号	石川 康晴
株式会社 サア・コーポレーション	新潟県新潟市中央区古町通六番町988番地	佐藤 工策
株式会社 アルダン	宮城県仙台市宮城野区岩切字鴻巣104番地2	阿部 一元
株式会社 チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号	上田 利昭
株式会社 ジーフット	愛知県名古屋市中種区今池三丁目4番10号	松井 博史
株式会社 ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井 正
株式会社 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地1	羽牟 秀幸
株式会社 F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号	小野 行由
株式会社 ザ・クロックハウス	東京都杉並区西荻北二丁目28番7号	花谷 洋二
有限会社 丸岡	茨城県つくば市花畑三丁目32番8号	岡田 拓展
川辺株式会社	東京都新宿区四谷四丁目16番3号	吉田 久和

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
イトキン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目1番1号	前田 和久
株式会社 新光堂	天童市南町一丁目1番15号	阿部 米位
株式会社 カバンのフジタ	山形市十日町一丁目2番27号	藤田 宏次

日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	ディーター・ハーベル
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江尻義久
有限会社ファンシーコー ナー荒井	山形市双月町四丁目3番20号	荒井文三郎
株式会社システムジュウ オン	大阪府大阪市北区天神橋三丁目7番9号	石田勝彦
株式会社ファイブ・フォ ックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上田稔夫
株式会社夢や	東京都渋谷区代々木三丁目38番9号	小向誠一
株式会社やまと	東京都新宿区新宿三丁目28番16号	田村裕二
株式会社アメリカ屋	宮城県仙台市太白区郡山籠ノ瀬10番地の1	中分孝一
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	大森尚昭
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	吉竹英典
株式会社ワールド	東京都中央区晴海一丁目8番10号	上山健二
井ヶ田製茶株式会社	宮城県仙台市青葉区大町二丁目7番23号	今野克二
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田二丁目31番8号	尾田信夫
株式会社メル・ローズ	東京都目黒区青葉台二丁目18番1号	武内一志
株式会社ゾフ	東京都港区北青山三丁目6番1号	上野照博
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市西区城西一丁目3番5号	山田太郎
株式会社ストライプイン ターナショナル	東京都中央区銀座四丁目12番15号	石川康晴
株式会社クラッシュアンド カンパニー	新潟県新潟市中央区古町通六番町988番地	佐藤公策
株式会社アルダン	宮城県仙台市宮城野区岩切字鴻巣104番地2	阿部一元
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目10番2号	上田利昭
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	堀江泰文
株式会社ユニクロ	山口県山口市大字佐山717番地1	柳井正
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地1	羽牟秀幸
株式会社F・O・インター ナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号	小野行由

株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋一丁目11番2号	大野 禄太郎
株式会社 パル	大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号	井上 英隆
クールカレアン株式会社	東京都品川区西五反田二丁目7番12号	堀内 一夫
As-me エステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成28年4月1日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ イオンリテール株式会社に係るもの 平成27年2月1日
- ロ イトキン株式会社に係るもの 平成28年11月9日
- ハ 日本トイズラス株式会社に係るもの 平成29年9月1日
- ニ 株式会社夢やに係るもの 平成27年11月6日
- ホ 株式会社やまとに係るもの 平成22年8月6日
- へ 株式会社アメリカ屋に係るもの 平成29年4月18日
- ト 株式会社タカキューに係るもの 平成28年5月19日
- チ 株式会社コックスに係るもの 平成26年5月18日
- リ 株式会社ワールドに係るもの 平成27年4月14日
- ヌ 株式会社ゾフに係るもの 平成27年1月1日
- ル 株式会社ストライプインターナショナルに係るもの 平成28年3月1日
- ヲ 株式会社クラッシュアンドカンパニーに係るもの 平成25年8月1日
- ワ 株式会社チュチュアンナに係るもの 平成27年5月7日
- カ 株式会社ジーフットに係るもの 平成28年9月5日
- ヨ 株式会社ザ・クロックハウスに係るもの 平成26年2月22日
- タ 株式会社パルに係るもの 平成27年3月20日
- レ クールカレアン株式会社に係るもの 平成29年3月17日
- ソ As-me エステール株式会社に係るもの 平成29年4月7日

## 4 届出年月日

平成29年10月3日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び関係総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに関係市役所及び関係町役場において平成30年4月1日まで縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ東根店  
東根市さくらんぼ駅前二丁目16番25号

## (2) 変更した事項

- イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

- ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードーエン タテイメント	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	谷 地 賢 光

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ティーアンド ティー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	谷 地 賢 光

## (3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成29年6月20日  
ロ (2)のロに掲げる事項 平成29年4月1日

## (4) 届出年月日

平成29年10月19日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
ハ 意見

## 2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ長井店  
長井市館町北6番地6外

## (2) 変更した事項

- イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

(3) 変更年月日

平成29年6月20日

(4) 届出年月日

平成29年10月19日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ寒河江店

寒河江市新山町22番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 元 延

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 元 延

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

(3) 変更年月日

平成29年6月20日

(4) 届出年月日

平成29年10月19日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新庄店

新庄市金沢字南沢1814番1外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
ケーズデンキ新庄パワフル館	新庄市金沢字南沢1814番1外

(変更後)

名 称	所 在 地
ケーズデンキ新庄店	新庄市金沢字南沢1814番1外

ロ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号	井 上 元 延

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

ハ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号	井 上 元 延

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

(3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成24年4月1日
- ロ (2)のロに掲げる事項
  - (イ) 住所に係るもの 平成24年7月1日
  - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成29年6月20日
- ハ (2)のハに掲げる事項
  - (イ) 住所に係るもの 平成24年7月1日
  - (ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成29年6月20日

(4) 届出年月日

平成29年10月19日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

5 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ南陽高島店  
東置賜郡高島町深沼2890番地外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

(3) 変更年月日

平成29年6月20日

(4) 届出年月日

平成29年10月19日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

6 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ東根店

東根市中央南二丁目11番43号外

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
ケーズデンキ新東根店	東根市中央南二丁目11番43号外

(変更後)

名 称	所 在 地
ケーズデンキ東根店	東根市中央南二丁目11番43号外

ロ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

ハ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

(3) 変更年月日

- イ (2)のイに掲げる事項 平成26年12月4日  
ロ (2)のロ及びハに掲げる事項 平成29年6月20日

(4) 届出年月日

平成29年10月19日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
ハ 意見

7 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ山形北本店  
山形市嶋南四丁目3番3号

(2) 変更した事項

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
ケーズデンキ山形北本店	山形市嶋土地区画整理事業地内23街区外

(変更後)

名 称	所 在 地
ケーズデンキ山形北本店	山形市嶋南四丁目3番3号

ロ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号	井 上 元 延

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

ハ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号	井 上 元 延

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

(3) 変更年月日

イ (2)のイに掲げる事項 平成23年1月28日

ロ (2)のロに掲げる事項

(イ) 住所に係るもの 平成24年7月1日

(ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成29年6月20日

ハ (2)のハに掲げる事項

(イ) 住所に係るもの 平成24年7月1日

(ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成29年6月20日

(4) 届出年月日

平成29年10月19日

(5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

8 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン酒田亀ヶ崎ショッピングセンター

酒田市あきほ町120番1

(2) 変更した事項

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 恵 右

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡 田 義 則

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	田 村 裕 二
株式会社清川屋	鶴岡市宝田一丁目4番25号	伊 藤 秀 樹
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番9号	盛 田 良 紀
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂 田 尚 子
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指 田 努
株式会社キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	北 村 正 志

株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅倉俊一
有限会社タキヤ	東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5	大瀧正博
株式会社道研	東根市本町1番10号	小熊順
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟秀幸
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤松正文
有限会社尾川園	酒田市中町二丁目3番11号	尾川勝次
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井上恵右
株式会社山形フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊藤毅
株式会社松屋	秋田県秋田市中通二丁目1番22号	新開仁

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
株式会社やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号	田村裕二
株式会社清川屋	鶴岡市宝田一丁目4番25号	伊藤秀樹
株式会社モリタ	秋田県秋田市山王三丁目3番9号	盛田良紀
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田尚子
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田努
株式会社キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番1号	北村正志
株式会社ダイユーエイト	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	浅倉俊一
有限会社タキヤ	東田川郡庄内町余目字下梵天塚39番地5	大瀧正博
株式会社道研	東根市本町1番10号	小熊順
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟秀幸
株式会社ベル	新庄市沼田町6番16号	赤松正文
有限会社尾川園	酒田市中町二丁目3番11号	尾川勝次

株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田義則
株式会社山形フラワーセンター	山形市和合町三丁目1番50号	齊藤毅
株式会社松屋	秋田県秋田市中通二丁目1番22号	新開仁

## (3) 変更年月日

平成29年6月20日

## (4) 届出年月日

平成29年10月19日

## (5) その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年4月1日までに知事に提出することができる。

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ロ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

ハ 意見

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成29年12月15日まで縦覧に供する。

平成29年12月1日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	3者	山形市下田87番ほか3筆
天童市	5者	天童市大字東善寺字山崎189番ほか22筆
山辺町	3者	東村山郡山辺町大字要害字竹原1120番ほか4筆
河北町	7者	西村山郡河北町西里字次部橋5574番ほか9筆
村山市	35者	村山市大字富並字大谷地8061番ほか243筆
尾花沢市	3者	尾花沢市大字二藤袋字沼前2349番ほか10筆
大石田町	11者	北村山郡大石田町大字豊田字稲田1752番2ほか26筆
新庄市	3者	新庄市十日町字稲荷前11391番ほか13筆
金山町	5者	最上郡金山町大字飛森字前田表97番7ほか34筆
最上町	6者	最上郡最上町大字富沢字大久保1086番1ほか17筆

舟形町	5者	最上郡舟形町長沢字大平3362番1ほか36筆
真室川町	2者	最上郡真室川町大字差首鍋字滝ノ上2805番ほか9筆
大蔵村	1者	最上郡大蔵村大字合海字作ノ巻1273番1ほか12筆
鮭川村	3者	最上郡鮭川村大字川口字泉川浦山2744番3ほか28筆
戸沢村	4者	最上郡戸沢村大字岩清水字岩清水2660番ほか39筆
米沢市	8者	米沢市大字三沢556番ほか98筆
南陽市	7者	南陽市宮崎字中島西一2490番1ほか16筆
高島町	16者	東置賜郡高島町大字元和田元中和田字合津3001番1ほか52筆
川西町	37者	東置賜郡川西町大字上小松字正安寺3696番1ほか272筆
長井市	26者	長井市宮字宮原五2646番ほか159筆
小国町	2者	西置賜郡小国町大字増岡字谷地味1050番1ほか11筆
白鷹町	3者	西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中善寺平5215番51ほか11筆
飯豊町	7者	西置賜郡飯豊町大字黒沢字吉祥寺3754番1ほか27筆
鶴岡市	48者	鶴岡市新屋敷字越シ前89番1ほか249筆
酒田市	52者	酒田市藤塚字南割133番ほか264筆
三川町	3者	東田川郡三川町大字横山字落子155番2ほか2筆
庄内町	57者	東田川郡庄内町狩川字出川原807番1ほか500筆
遊佐町	9者	飽海郡遊佐町増穂字前田103番ほか36筆

## 2 申請年月日

平成29年11月14日

## 3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年12月15日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

\_\_\_\_\_

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年12月1日

山形県立村山産業高等学校長 榎 誠 司

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量  
電力の供給 契約電力253キロワット、使用電力量641,069キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立村山産業高等学校 村山市楯岡北町一丁目3番1号 電話番号0237(55)2538
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年11月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kWにつき）
平成28年12月1日～平成31年9月30日	1,614.49円
平成31年10月1日～平成31年11月30日	1,644.38円

(使用電力量に対する単価)

期 間		電力量料金単価（1kWhにつき）
平成28年12月1日～平成31年9月30日	夏季	16.51円
	その他季	15.34円
平成31年10月1日～平成31年11月30日	その他季	15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当